省　令

○経済産業省令第七十七号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）及び物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第三条第一項第一号ロ及びハの規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～十八　（略） 十九　機構法第十五条第一項第二十号に規定する受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二条及び第二十六条に規定する業務に関する事項 二十～二十七　（略） （施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準） **第二十七条**　施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　受託中小企業振興法第七条第二項に規定する承認計画（次号及び第三号において単に「承認計画」という。）に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。 二　受託中小企業振興法第五条第一項に規定する中小受託事業者等が同項に規定する団体である場合には、承認計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が当該団体の構成員である中小受託事業者であること。 三　中小受託事業者等が、承認計画に従って共同で振興事業を行うために必要な施設を整備するものであること。 四　（略） （施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準） **第二十七条の二**　施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　認定総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が物流効率化法第七条第一項に規定する認定総合効率化事業者（物流効率化法第四条第五号に規定する中小企業者であるものに限る。以下「認定中小総合効率化事業者」という。）であること。 三・四　（略）	（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～十八　（略） 十九　機構法第十五条第一項第二十号に規定する受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二条及び第二十五条に規定する業務に関する事項 二十～二十七　（略） （施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準） **第二十七条**　施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第七条第二項に規定する承認計画（次号及び第三号において単に「承認計画」という。）に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。 二　下請中小企業振興法第五条第一項に規定する下請事業者等が同項に規定する団体である場合には、承認計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が当該団体の構成員である下請事業者であること。 三　下請事業者等が、承認計画に従って共同で振興事業を行うために必要な施設を整備するものであること。 四　（略） （施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準） **第二十七条の二**　施行令第三条第一項第一号ハの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　認定総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が物流効率化法第七条第一項に規定する認定総合効率化事業者（物流効率化法第四条第十七号に規定する中小企業者であるものに限る。以下「認定中小総合効率化事業者」という。）であること。 三・四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の二の改正規定は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

法規的告示

○内閣府　厚生労働省告示第八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和八年内閣府・厚生労働省告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表第一及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する。）